

国海査第 42 号の 5
平成 18 年 5 月 17 日

(社)日本船舶品質管理協会
会 長 板 澤 宏 殿

国土交通省海事局長
星 野 茂 夫

型式承認試験基準の制定について

船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成 14 年国土交通省令第 75 号)附則第 2 条第 9 項の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第 2 条第 9 項の機能等を定める告示が施行されたことに伴い、下記の物件に係る船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を別紙のとおり制定しましたので通知します。

記

簡易型航海情報記録装置